平成２７年（フ）第５８号
秋田県横手市十文字町腕越字西原102番地３
菅原ハイツ５号室
債務者　安倍　裕美
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第３７０号
沖縄県那覇市若狭２丁目18番16号　下地アパート202
債務者　川上　豊
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３１７号
函館市弁天町13番17―401号
債務者　玉谷美紀子
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第３９号
和歌山県田辺市たきない町22番１号　千寿荘、前住所和歌山県田辺市湊966番地の２
債務者　居酒屋風蘭こと輿田実也子こと　輿田蔦子
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２７年（フ）第２４１号
愛知県みよし市三好丘桜４丁目１番地11　サンファミールⅡ　Ａ棟101号
債務者　竹島　耕二
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３５３号
愛知県額田郡幸田町大字深溝字額田13番地（103）
債務者　藤井　順
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１１７１号
さいたま市浦和区北浦和２丁目14番２号
債務者　岡部宏太郎
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５７３号
埼玉県入間郡毛呂山町大字下川原14番地６
債務者　水木　明美
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５７８号
埼玉県川越市寿町１丁目2315番地（ヴィバシティ寿103号室）
債務者　渡邊　里加
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５２１号
埼玉県川越市新宿町６丁目２番地10（404）
債務者　細野　譲
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５５９号
埼玉県川越市大字並木831番地２（レジデンスＶＩＰ202号室）
債務者　川島　章弘
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５６０号
埼玉県川越市大字並木831番地２（レジデンスＶＩＰ202号室）
債務者　川島　峯子
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２１６号
岡山県倉敷市玉島856番地９、申立時の住所岡山県総社市三輪669―１レオパレス総社南110　島袋方
債務者　佐藤　千穂
1　決定年月日時　平成27年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１８９７号
北海道恵庭市中島町１丁目５番地５　（ライトハウスⅢ105号）
債務者　渡部　洋史
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９１９号
札幌市豊平区西岡１条４丁目２番46号　フルハウス102号
債務者　小西　喜子
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１号
群馬県沼田市清水町4374番地５
債務者　手塚かつの
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２７年（フ）第１３号
群馬県沼田市下久屋町328番地３
債務者　吉野　初江
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係